

特定農産加工業経営改善等臨時措置法に基づく 事業用施設にかかる課税標準の特例について ～事業所税特例措置の適用期間が5年間になります～

【概要】

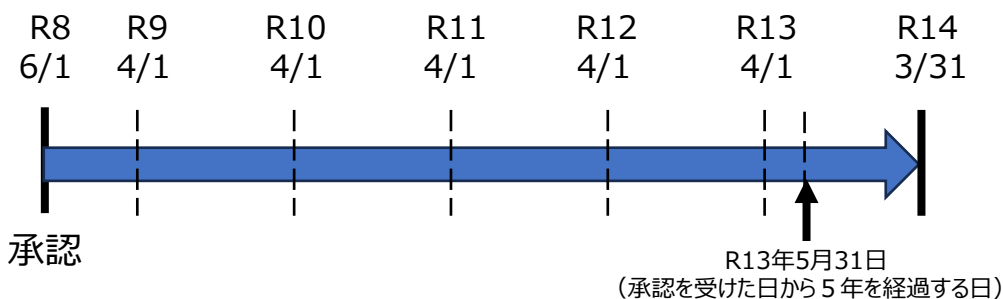
特定農産加工業経営改善等臨時措置法の承認計画に従って実施する経営改善措置又は調達安定化措置に係る農産加工品の生産の用に供する施設を有する事業所に係る事業所税について、承認後5年間^(※)資産割課税標準に1/4を乗じた額を控除

※（地方税法附則第33条第5項）

法人：承認を受けた日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで

個人：承認を受けた日から5年を経過する日の属する年分まで

（例）令和8年6月1日に計画が承認され、事業年度が4月始まりの場合（法人）



（注）令和8年度税制改正により、特例措置の適用期限は2年（令和10年度まで）延長されています。

【Q&A】

Q.適用期間をなぜ5年とするのですか？

A.計画期間をおおむね5年として運用しているためです。

Q.既に計画承認を受けていて、承認から5年経過していない場合はどうなりますか？

A.一律に承認後5年間の適用となります。

（例：R3年度承認の場合、R8年度の事業年度分まで特例が適用されます。）

【参考】

課税団体：77 団体（令和7年4月現在）

- ・東京都（区部）
- ・政令指定都市
- ・首都圏・近畿圏の特定の市
- ・その他人口30万以上の政令で指定する市

<特例のイメージ>
事業所床面積
(資産割課税標準)

税率：600円/m²
免税点：1,000m²

課税部分

控除分（1/4）

問合せ先：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課
(TEL)03-6744-2060 (内線：4138)